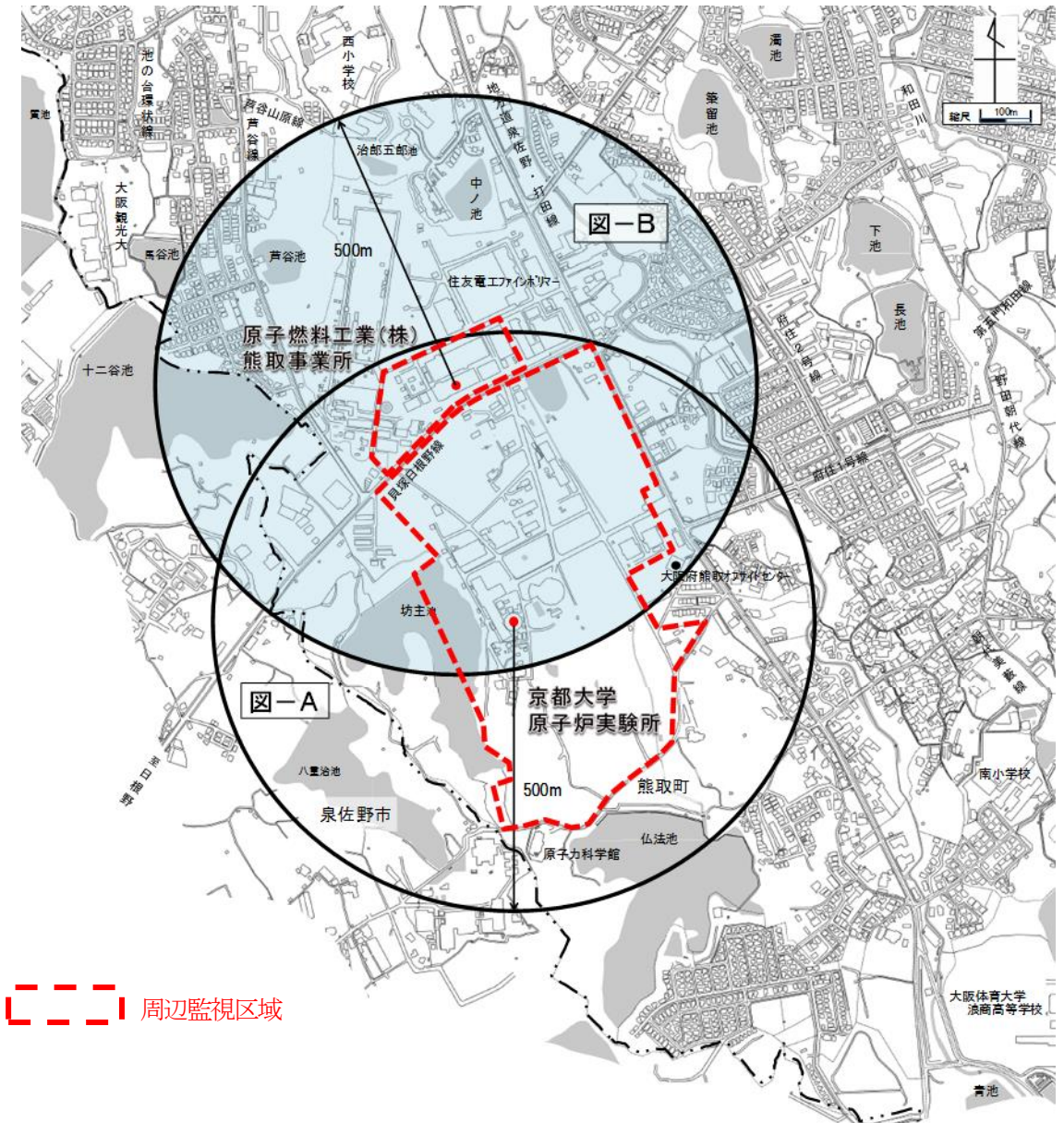
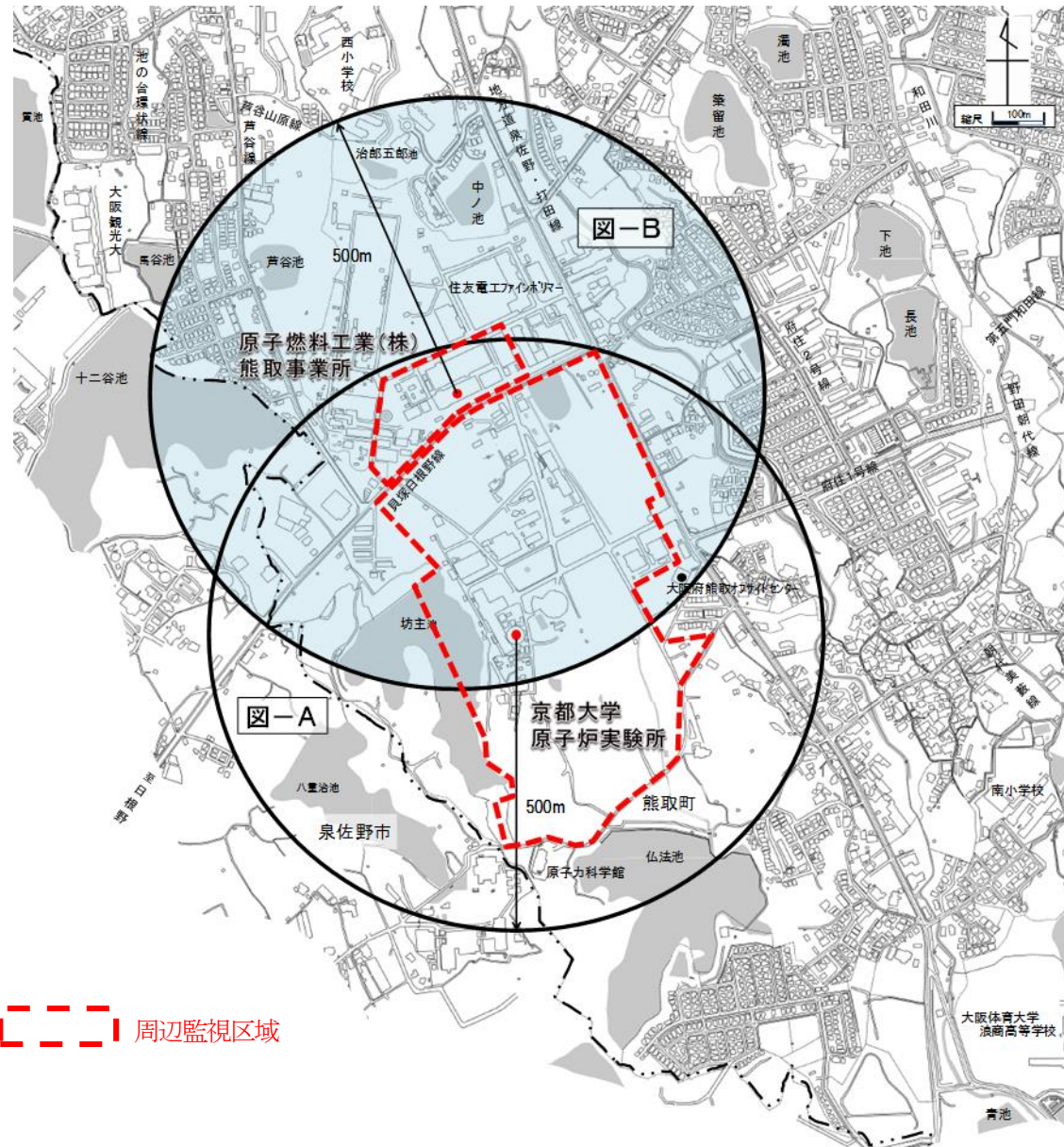


旧 大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（平成29年11月修正）	新 大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（平成31年1月修正）																																
<h2>第1章 総則</h2> <p>(略)</p> <h3>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</h3> <p>地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成29年7月5日全部改正）を遵守するものとする。</p> <h3>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域</h3> <p>第1 府域の原子力事業所の名称、所在地等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>施設概要</th> <th>原災法上の位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学 原子炉実験所</td> <td>泉南郡熊取町朝代西 2丁目1010番地</td> <td>・試験研究炉KUR (熱出力5,000kW) ・試験研究炉KUCA (熱出力100W)</td> <td>原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認を受けた者)</td> </tr> <tr> <td>原子燃料工業株式会社 熊取事業所</td> <td>泉南郡熊取町朝代西 1丁目950番地</td> <td>核燃料加工施設</td> <td>原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)</td> </tr> <tr> <td>近畿大学 原子力研究所</td> <td>東大阪市小若江 3丁目4番1号</td> <td>試験研究炉 (熱出力1W)</td> <td>原災法第2条第3号ロ (原子炉の設置許可を受けた者)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）については、原子力災害対策指針において、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本とされており、原子力施設の種類に応じ、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautious Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）が定められている。</p> <p>当該指針を踏まえると、京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、施設から半径約500mで全域がUPZとなる。一方、近畿大学原子力研究所は、重点区域を設定することを要しない原子力施設となる。</p> <p>原子力災害対策重点区域は、上記の数値を目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要とされており、本府において、原子力災害対策重点区域は下表のとおりとする。</p>	名称	所在地	施設概要	原災法上の位置付け	京都大学 原子炉実験所	泉南郡熊取町朝代西 2丁目1010番地	・試験研究炉KUR (熱出力5,000kW) ・試験研究炉KUCA (熱出力100W)	原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認を受けた者)	原子燃料工業株式会社 熊取事業所	泉南郡熊取町朝代西 1丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)	近畿大学 原子力研究所	東大阪市小若江 3丁目4番1号	試験研究炉 (熱出力1W)	原災法第2条第3号ロ (原子炉の設置許可を受けた者)	<h2>第1章 総則</h2> <p>(略)</p> <h3>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</h3> <p>地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。</p> <h3>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域</h3> <p>第1 府域の原子力事業所の名称、所在地等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>施設概要</th> <th>原災法上の位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学 複合原子力科学研究所</td> <td>泉南郡熊取町朝代西 2丁目1010番地</td> <td>・試験研究炉KUR (熱出力5,000kW) ・試験研究炉KUCA (熱出力100W)</td> <td>原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認を受けた者)</td> </tr> <tr> <td>原子燃料工業株式会社 熊取事業所</td> <td>泉南郡熊取町朝代西 1丁目950番地</td> <td>核燃料加工施設</td> <td>原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)</td> </tr> <tr> <td>近畿大学 原子力研究所</td> <td>東大阪市小若江 3丁目4番1号</td> <td>試験研究炉 (熱出力1W)</td> <td>原災法第2条第3号ロ (原子炉の設置許可を受けた者)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）については、原子力災害対策指針において、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本とされており、原子力施設の種類に応じ、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautious Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）が定められている。</p> <p>当該指針を踏まえると、京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、施設からおおむね半径500mで全域がUPZとなる。一方、近畿大学原子力研究所は、重点区域を設定することを要しない原子力施設となる。</p> <p>原子力災害対策重点区域は、上記の数値を目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要とされており、本府において、原子力災害対策重点区域は下表のとおりとする。</p>	名称	所在地	施設概要	原災法上の位置付け	京都大学 複合原子力科学研究所	泉南郡熊取町朝代西 2丁目1010番地	・試験研究炉KUR (熱出力5,000kW) ・試験研究炉KUCA (熱出力100W)	原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認を受けた者)	原子燃料工業株式会社 熊取事業所	泉南郡熊取町朝代西 1丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)	近畿大学 原子力研究所	東大阪市小若江 3丁目4番1号	試験研究炉 (熱出力1W)	原災法第2条第3号ロ (原子炉の設置許可を受けた者)
名称	所在地	施設概要	原災法上の位置付け																														
京都大学 原子炉実験所	泉南郡熊取町朝代西 2丁目1010番地	・試験研究炉KUR (熱出力5,000kW) ・試験研究炉KUCA (熱出力100W)	原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認を受けた者)																														
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	泉南郡熊取町朝代西 1丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)																														
近畿大学 原子力研究所	東大阪市小若江 3丁目4番1号	試験研究炉 (熱出力1W)	原災法第2条第3号ロ (原子炉の設置許可を受けた者)																														
名称	所在地	施設概要	原災法上の位置付け																														
京都大学 複合原子力科学研究所	泉南郡熊取町朝代西 2丁目1010番地	・試験研究炉KUR (熱出力5,000kW) ・試験研究炉KUCA (熱出力100W)	原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認を受けた者)																														
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	泉南郡熊取町朝代西 1丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)																														
近畿大学 原子力研究所	東大阪市小若江 3丁目4番1号	試験研究炉 (熱出力1W)	原災法第2条第3号ロ (原子炉の設置許可を受けた者)																														

原子力災害対策重点区域を含む市町	原子力災害対策重点区域 (すべてUPZ)
泉佐野市	日根野 (一部)
熊取町	<p>【京都大学原子炉実験所から半径約500m】 朝代西3丁目(一部)</p> <p>【京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所から半径約500m】 大久保南3丁目(一部)、朝代東1丁目(一部)、朝代東2丁目(一部)、朝代西1丁目(一部)、朝代西2丁目(一部)、美熊台1丁目(一部)、</p> <p>【原子燃料工業株式会社熊取事業所から半径約500m】 大久保南1丁目(一部)、大久保南4丁目(一部)、大久保東2丁目(一部)、五門西4丁目(一部)、五門東4丁目(一部)、東和苑(一部)</p>

原子力災害対策重点区域を含む市町	原子力災害対策重点区域 (すべてUPZ)
泉佐野市	日根野 (一部)
熊取町	<p>【京都大学複合原子力科学研究所からおおむね半径500m】 朝代西3丁目(一部)</p> <p>【京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所からおおむね半径500m】 大久保南3丁目(一部)、朝代東1丁目(一部)、朝代東2丁目(一部)、朝代西1丁目(一部)、朝代西2丁目(一部)、美熊台1丁目(一部)、</p> <p>【原子燃料工業株式会社熊取事業所からおおむね半径500m】 大久保南1丁目(一部)、大久保南4丁目(一部)、大久保東2丁目(一部)、五門西4丁目(一部)、五門東4丁目(一部)、東和苑(一部)</p>

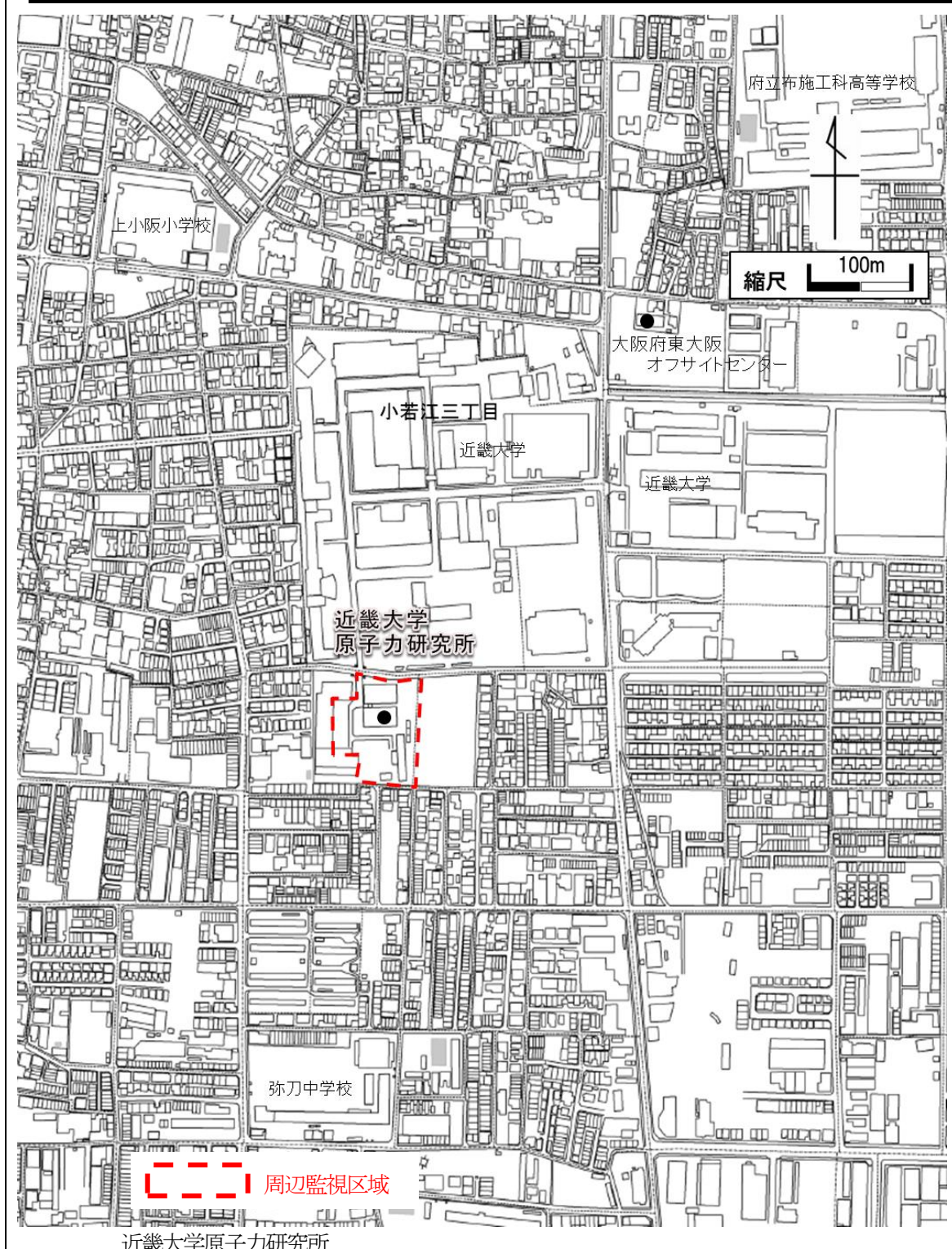
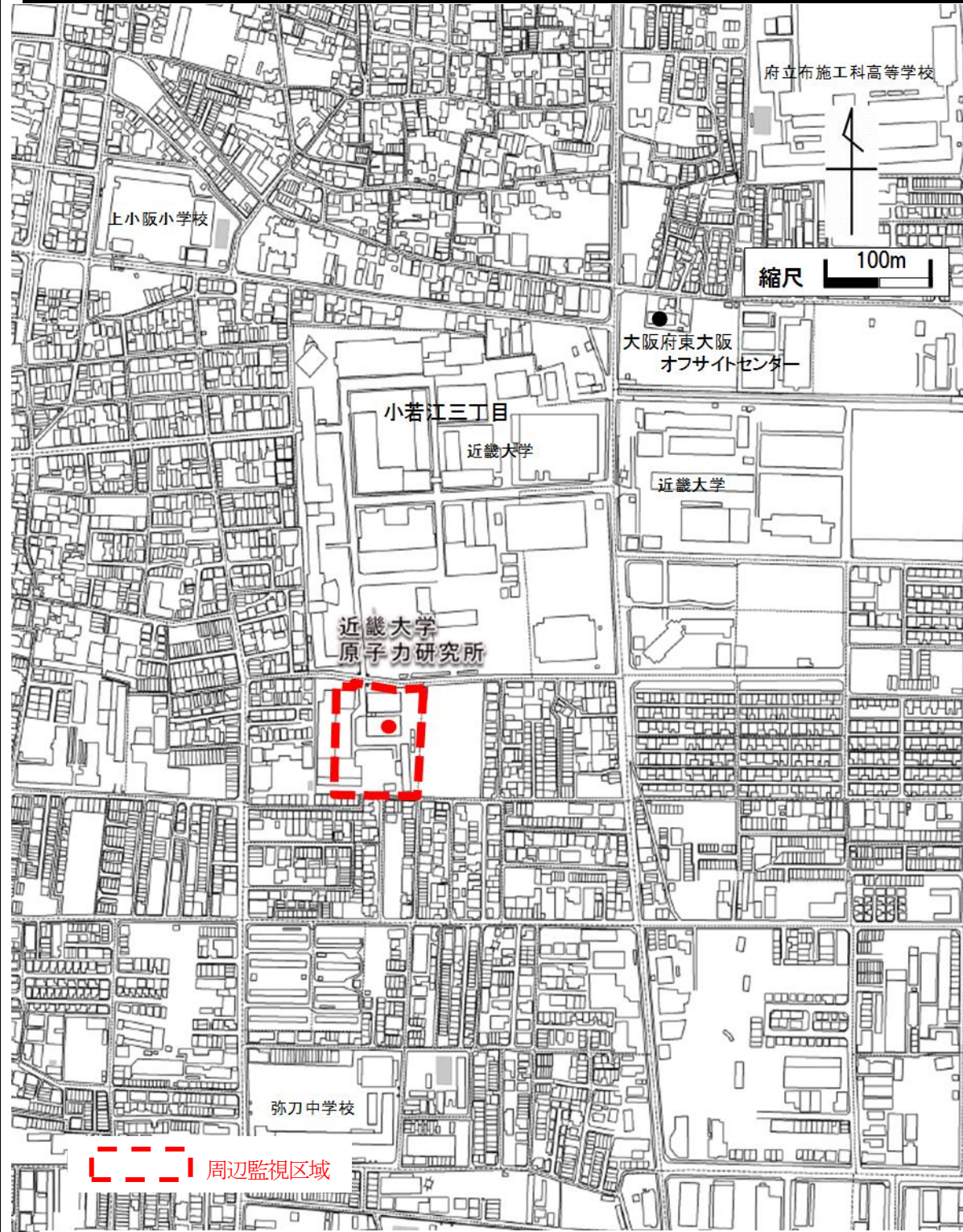


【図-A】 京都大学原子炉実験所から半径約500mの範囲
 【図-B】 原子燃料工業株式会社熊取事業所から半径約500mの範囲

【図-A】 京都大学複合原子力科学研究所からおおむね半径500mの範囲
 【図-B】 原子燃料工業株式会社熊取事業所からおおむね半径500mの範囲

原子力施設が立地する市町	原子力災害対策重点区域
東大阪市	設定なし

原子力施設が立地する市町	原子力災害対策重点区域
東大阪市	設定なし



近畿大学原子力研究所

近畿大学原子力研究所

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

第1 原子力事業者における災害（事故）の想定

（略）

1 京都大学原子炉実験所

京都大学研究用原子炉（KUR）では、高出力運転時の冷却機能喪失等による放射性物質の放出が想定される。この場合、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素が主であり、これらが排気筒又は建屋から環境へ放出されることとなる。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性がある。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、距離が長くなるにしたがい、拡散により濃度は低くなることが想定される。

一方、試験研究炉（KUCA）は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

なお、京都大学原子炉実験所の核燃料物質等の使用施設や保管施設では、全て形状制限管理されているので、臨界事故は想定しがたい。

（略）

3 近畿大学原子力研究所

京都大学原子炉実験所と同じ放射性物質及び放射線の放出形態が想定される。ただし、近畿大学原子力研究所の試験研究炉は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

（略）

第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

UPZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が緊急事態区分のどれに該当するか判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施する。

（略）

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時における環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、避難、一時移転及び飲食物の摂取制限等、必要な防護措置を実施する。

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

第1 原子力事業者における災害（事故）の想定

（略）

1 京都大学複合原子力科学研究所

京都大学研究用原子炉（KUR）では、高出力運転時の冷却機能喪失等による放射性物質の放出が想定される。この場合、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素が主であり、これらが排気筒又は建屋から環境へ放出されることとなる。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性がある。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、距離が長くなるにしたがい、拡散により濃度は低くなることが想定される。

一方、試験研究炉（KUCA）は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

なお、京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質等の使用施設や保管施設では、全て形状制限管理されているので、臨界事故は想定しがたい。

（略）

3 近畿大学原子力研究所

京都大学複合原子力科学研究所と同じ放射性物質及び放射線の放出形態が想定される。ただし、近畿大学原子力研究所の試験研究炉は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

（略）

第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

UPZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確率的影響のリスクを低減するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が緊急事態区分のどれに該当するか判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施する。

（略）

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時における環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、避難、一時移転及び飲食物の摂取制限等、必要な防護措置を実施する。

〔注 記〕

本編における用語について

住 民・・・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。

要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。

関係市町・・・・・・・・原子力災害事前対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第 7 条第 2 項後段でいう関係周辺市をいう。

緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策においては、原災法第 15 条第 2 項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する(した)市町をいう。

関西広域連合・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。

防災関係機関・・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に係る機関をいう。

自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第 3 師団の警備地区内となっている。

原子力事業者等・・原災法第 2 条第 3 号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 18 条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。

PAZ・・・・・・・・Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）
急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。原子力災害対策指針では、府内に立地する試験研究炉、核燃料加工施設には設定されていない。

UPZ・・・・・・・・Urgent Protective Action Planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）
確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域のこと。

周辺監視区域・・・・原子力施設の周囲を柵等により区画して立入を制限し、その外側にいる人が受ける放射線の量が法令で規制している値を超えることがないようにした場所のこと。周辺監視区域内では、人の居住の禁止、立ち入りの制限などの措置を講じなければならない。

緊急事態区分・・・・原子力施設や外的事象の発生等の状況に応じて設定された緊急事態の区分のこと。本編では、「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の 4 つに区分している。

情報収集事態・・・・地震による原子力施設への影響や放射線量の状況等を情報収集する段階のこと。

警戒事態・・・・・・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備

〔注 記〕

本編における用語について

住 民・・・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。

要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。

関係市町・・・・・・・・原子力災害事前対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第 7 条第 2 項後段でいう関係周辺市をいう。

緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策においては、原災法第 15 条第 2 項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する(した)市町をいう。

関西広域連合・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。

防災関係機関・・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に係る機関をいう。

自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第 3 師団の警備地区内となっている。

原子力事業者等・・原災法第 2 条第 3 号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 18 条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。

PAZ・・・・・・・・Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）
急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。原子力災害対策指針では、府内に立地する試験研究炉、核燃料加工施設には設定されていない。

UPZ・・・・・・・・Urgent Protective Action Planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）
確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域のこと。

周辺監視区域・・・・原子力施設の周囲を柵等により区画して立入を制限し、その外側にいる人が受ける放射線の量が法令で規制している値を超えることがないようにした場所のこと。周辺監視区域内では、人の居住の禁止、立ち入りの制限などの措置を講じなければならない。

緊急事態区分・・・・原子力施設や外的事象の発生等の状況に応じて設定された緊急事態の区分のこと。本編では、「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の 4 つに区分している。

情報収集事態・・・・地震による原子力施設への影響や放射線量の状況等を情報収集する段階のこと。

警戒事態・・・・・・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備

<p style="text-align: center;">旧 大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（平成 29 年 11 月修正）</p>	<p style="text-align: center;">新 大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（平成 31 年 1 月修正）</p>
<p>備等を開始する必要がある段階のこと。</p> <p>施設敷地緊急事態・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。</p> <p>全面緊急事態・・・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。</p> <p>EAL・・・・・・Emergency Action Level（緊急時活動レベル） 原子力事業者が原子力施設の状態等に応じて緊急事態区分のどの段階にあるかを判断するための基準のこと。</p> <p>OIL・・・・・・Operational Intervention Level（運用上の介入レベル） 緊急時モニタリングにより計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準のこと。</p> <p>オフサイトセンター・・・緊急事態応急対策等拠点施設のこと。緊急事態時に、国、府、関係市町や原子力事業者などの関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点となる施設。</p> <p>屋内退避・・・・・・住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置のこと。</p> <p>避難・・・・・・空間線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するもの。</p> <p>一時移転・・・・・・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。</p> <p>ERC・・・・・・Emergency Response Center（緊急時対応センター） 原子力施設で災害が発生した場合に、原子力規制委員会に設置される政府の対策拠点となる機関。全面緊急事態の発生時には、国の原子力災害対策本部の事務局が設置される。</p> <p>外部被ばく・・・・・・体外にある放射線源から放射線を受けること。</p> <p>内部被ばく・・・・・・放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。</p> <p>第 2 章 原子力災害事前対策</p> <p>（略）</p>	<p>備等を開始する必要がある段階のこと。</p> <p>施設敷地緊急事態・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。</p> <p>全面緊急事態・・・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。</p> <p>EAL・・・・・・Emergency Action Level（緊急時活動レベル） 原子力事業者が原子力施設の状態等に応じて緊急事態区分のどの段階にあるかを判断するための基準のこと。</p> <p>OIL・・・・・・Operational Intervention Level（運用上の介入レベル） 緊急時モニタリングにより計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準のこと。</p> <p>オフサイトセンター・・・緊急事態応急対策等拠点施設のこと。緊急事態時に、国、府、関係市町や原子力事業者などの関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点となる施設。</p> <p>屋内退避・・・・・・住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置のこと。</p> <p>避難・・・・・・空間線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するもの。</p> <p>一時移転・・・・・・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。</p> <p>ERC・・・・・・Emergency Response Center（緊急時対応センター） 原子力施設で災害が発生した場合に、原子力規制委員会に設置される政府の対策拠点となる機関。全面緊急事態の発生時には、国の原子力災害対策本部の事務局が設置される。</p> <p>外部被ばく・・・・・・体外にある放射線源から放射線を受けること。</p> <p>内部被ばく・・・・・・放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。</p> <p>第 2 章 原子力災害事前対策</p> <p>（略）</p>
<p>第 3 節 府の災害事前対策</p> <p>（略）</p> <p>第 4 府の組織体制の整備 <u>（新設）</u></p>	<p>第 3 節 府の災害事前対策</p> <p>（略）</p> <p>第 4 府の組織体制の整備 <u>1 大阪府原子力事故警戒班</u> <u>府は、原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき、その他防災企画課長が必要と認めるときにおいて、原子力災害対策にかかわる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。</u> <u>〔組織〕</u> <u>班長 危機管理室課長補佐</u> <u>班員 危機管理室職員</u></p>

1 大阪府防災・危機管理指令部

府は、府が設置する環境放射線モニタリング設備（以下「府モニタリング設備」という。）での放射線量が別に定める異常値を示したときにおいて、原子力災害対策にかかわる情報収集・対策推進組織として、災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

〔組織〕

- 指令部長 危機管理監
- 指令部副部長 危機管理室長
- 指令部員 ~~報道監~~、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、戦略事業室事業推進課長、医療対策課長

なお、必要に応じ指令部員を追加する。

2 大阪府防災・危機管理警戒本部

大阪府防災・危機管理警戒本部は、原子力施設立地市町で震度5弱又は震度5強を観測したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備（以下「事業者放射線測定設備」という。）、又は府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を検出したとき、原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき、その他知事が必要と認めるときにおいて、緊急事態応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

- 本部長 知事
- 副本部長 副知事（当該事象所管部局担当）、危機管理監
- 本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、健康医療部長

なお、必要に応じ、構成員を増減する。

3 大阪府災害対策本部

大阪府災害対策本部は、~~原子力施設立地市町で震度6弱以上を観測したとき、原災法第10条第1項前段の規定により原子力事業者が通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）の通報を受信したとき、内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき、府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を検出したとき、~~その他知事が必要と認めるときにおいて、災害事前対策及び緊急事態応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

- 本部長 知事
- 副本部長 副知事（3名）、危機管理監
- 本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

2 大阪府防災・危機管理指令部

府は、原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき、原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき、その他危機管理監が必要と認めるときにおいて、原子力災害対策にかかわる情報収集・対策推進組織として、災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

〔組織〕

- 指令部長 危機管理監
- 指令部副部長 危機管理室長
- 指令部員 防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、企画室政策課参事、戦略事業室事業推進課長、医療対策課長

なお、必要に応じ指令部員を追加する。

3 大阪府防災・危機管理警戒本部

大阪府防災・危機管理警戒本部は、原子力事業者から、原災法第10条第1項前段の規定により原子力事業者が通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）の通報を受信したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備（以下「事業者放射線測定設備」という。）、又は府が設置する環境放射線モニタリング設備（以下「府モニタリング設備」という。）での放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めるときにおいて、緊急事態応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

- 本部長 知事
- 副本部長 副知事（3名）、危機管理監
- 本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長

なお、必要に応じ、構成員を増減する。

《大阪府原子力事故現地連絡班》 大阪府防災・危機管理警戒本部が設置されたときに大阪府原子力事故現地連絡班をオフサイトセンター内に設置する。

〔組織〕

- 班長 危機管理室長
- 班員 危機管理監が指名する者

4 大阪府災害対策本部

大阪府災害対策本部は、内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき、その他知事が必要と認めるときにおいて、災害事前対策及び緊急事態応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

- 本部長 知事
- 副本部長 副知事（3名）、危機管理監
- 本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

《大阪府原子力災害現地連絡部》 大阪府災害対策本部が設置されたときに大阪府原子力災害現地連絡部をオフサイトセンター内に設置する。

〔組織〕

~~4 大阪府原子力災害現地対策本部~~

~~全面緊急事態が発生した場合において、国、関係市町その他防災関係機関及び原子力事業者等と連携して、現地において緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を実施するために、オフサイトセンター内に設置する。~~

~~〔組織〕~~

~~本部長 副知事~~

~~副本部長 危機管理室長~~

~~本部長 危機管理監、報道監、健康医療部長が指名する者~~

~~なお、必要に応じて出先機関の長等を追加する。~~

第5 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合に、国が現地での連絡調整のため、オフサイトセンターで現地事故対策連絡会議を開催する場合は、大阪府災害対策本部長が指名する者が当該会議に参画する。

第6 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態が発生したときは、府災害対策本部長（知事）は、国の原子力災害現地対策本部長及び関係市町長（市町災害対策本部長）とともに、オフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。原子力災害合同対策協議会には、府原子力災害現地対策本部長をはじめ、あらかじめ、指定された防災関係機関の代表者が参画する。

第7 府の動員体制の整備

府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

1 非常1号配備

府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を示したとき

2 非常2号配備

原子力施設立地市町において震度5弱又は震度5強を観測したとき、事業者放射線測定設備又は府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を示したとき、原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき

3 非常3号配備

原子力施設立地市町において震度6弱以上を観測したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受信したとき、又は府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を示す等必要により知事が当該配備を指令するとき

第4節 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

(略)

第6節 原子力災害医療体制等の整備

原子力災害に係る専門的な医療知識、資機材が必要なため、原子力災害医療体制及び、関係市町が実施する住民の健康不安対策等への協力体制の整備を図る。

部長 危機管理室長

部員 危機管理監が指名する者、報道監が指名する者、健康医療部長が指名する者

(削除)

第5 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合に、国から府に対し、国がオフサイトセンターで開催する現地事故対策連絡会議への職員の派遣の求めがあった場合は、大阪府原子力事故現地連絡班長が当該会議に参画する。

第6 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態が発生したときは、大阪府災害対策本部長（知事）は、国の原子力災害現地対策本部長及び関係市町長（市町災害対策本部長）とともに、オフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。原子力災害合同対策協議会には、大阪府原子力災害現地連絡部長をはじめ、あらかじめ、指定された防災関係機関の代表者が参画する。

第7 府の動員体制の整備

府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の動員体制の整備を図る。

〔職員の配備体制〕

知事は必要に応じ各号配備を指令する。

1 非常1号配備

2 非常2号配備

3 非常3号配備

※配備基準は「第3章 緊急事態応急対策 第2節 府・関係市町の活動体制の確立」に記載

第4節 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

(略)

第6節 原子力災害医療体制等の整備

原子力災害に係る専門的な医療知識、資機材が必要なため、原子力災害医療体制及び、関係市町が実施する住民の健康不安対策等への協力体制の整備を図る。

第1 原子力災害医療体制の整備

- 1 府は、原子力災害医療の実施に必要な体制を確立するため、原子力災害医療機関として「原子力災害医療協力機関」の登録及び「原子力災害拠点病院」の指定を行う。また、国が指定する高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター等との連携を図れるよう努める。
- 2 府は、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、原子力災害医療情報の収集・提供、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の搬送方法を国、関係市町、原子力事業者及び原子力災害医療機関と連携して迅速かつ円滑に活動できるように努める。
- 3 府及び原子力災害医療機関は、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努める。
- 4 原子力災害医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材及び組織体制の整備を図る。
- 5 府は、原子力災害医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、原子力災害医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努める。
- 6 原子力規制委員会、府及び関係市町は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する原子力災害医療機関及び一般病院並びにこれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努める。
- 7 府及び関係市町は、国の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定及び測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。
- 8 府、関係市町、原子力事業者及び原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが実施する研修等に職（所）員を積極的に参加させる等人材育成に努める。また、原子力災害拠点病院は、原子力災害医療協力機関の医師及び看護師等に対する研修を実施する。

第2 資機材の整備

（略）

第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発

第1 住民等に対する知識の普及と啓発

府は、国、関係市町及び原子力事業者等と協力して、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について、普及・啓発活動を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に府や関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避、避難及び一時移転に関すること
なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等安全確保措置を講ずべきことにも留意する。
- 7 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
- 8 避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法に関すること
教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮する。

第1 原子力災害医療体制の整備

- 1 府は、原子力災害医療の実施に必要な体制を確立するため、原子力災害医療機関として「原子力災害医療協力機関」の登録及び「原子力災害拠点病院」の指定を行う。また、国が指定する高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター等との連携を図れるよう努める。
- 2 府は、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、原子力災害医療情報の収集・提供、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の搬送方法を国、関係市町、原子力事業者及び原子力災害医療機関と連携して迅速かつ円滑に活動できるように努める。
- 3 府及び原子力災害医療機関は、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努める。
- 4 原子力災害医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材及び組織体制の整備を図る。
- 5 府は、原子力災害医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、原子力災害医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努める。
- 6 原子力規制委員会、府及び関係市町は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する原子力災害医療機関及び一般病院並びにこれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努める。
- 7 府及び関係市町は、国の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定及び測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。
- 8 府、関係市町、原子力事業者及び原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが実施する研修等に職（所）員を積極的に参加させる等人材育成に努める。また、原子力災害拠点病院は、原子力災害医療協力機関の医師及び看護師等に対する研修を定期的に実施し、又は府等が実施する研修に協力する。

第2 資機材の整備

（略）

第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発

第1 住民等に対する知識の普及と啓発

府は、国、関係市町及び原子力事業者等と協力して、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について、普及・啓発活動を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に府や関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避、避難及び一時移転に関すること
なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等安全確保措置を講ずべきことにも留意する。
- 7 緊急時にとるべき行動及び指定避難所での行動等に関すること
- 8 避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法に関すること
教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮する。

(略)

第9節 防災対策資料の整備

府は、関係市町と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、府防災センター、オフサイトセンター等に備え付ける。

<整備を行うべき資料の例>

- (1) 原子力施設（事業所）に関する資料
 - ア 原子力事業者防災業務計画
 - イ 原子力事業所の施設の配置図
- (2) 社会環境に関する資料
 - ア 種々の縮尺の周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者等の概要に関する資料）
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ等の情報を含む。）
 - エ **避難所**及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力、移動手段等の情報を含む。）
 - オ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - カ 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害医療機関に関する、位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
 - キ オフサイトセンターへの飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
 - イ 線量推定計算に関する資料
 - ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去数年間の統計値）
 - エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - オ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (4) 原子力防災資機材等に関する資料
 - ア 原子力防災資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
 - ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 屋内退避及び避難等に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ **避難所**運用体制（**避難所**、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

(略)

(略)

第9節 防災対策資料の整備

府は、関係市町と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、府防災センター、オフサイトセンター等に備え付ける。

<整備を行うべき資料の例>

- (1) 原子力施設（事業所）に関する資料
 - ア 原子力事業者防災業務計画
 - イ 原子力事業所の施設の配置図
- (2) 社会環境に関する資料
 - ア 種々の縮尺の周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者等の概要に関する資料）
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ等の情報を含む。）
 - エ **指定避難所**及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力、移動手段等の情報を含む。）
 - オ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - カ 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害医療機関に関する、位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
 - キ オフサイトセンターへの飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
 - イ 線量推定計算に関する資料
 - ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去数年間の統計値）
 - エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - オ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (4) 原子力防災資機材等に関する資料
 - ア 原子力防災資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
 - ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 屋内退避及び避難等に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ **指定避難所**運用体制（**指定避難所**、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

(略)

第 3 章 緊急事態応急対策

(略)

第 2 節 府・関係市町の活動体制の確立

府は、原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

府は、警戒事態（原子力施設立地市町において震度 6 弱以上を観測したときに限る。）、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に至った場合は、災害対策本部を設置する。また、オフサイトセンターに設置される現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に、あらかじめ指名した者を派遣する。

なお、具体的な緊急事態応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第 1 組織体制

(新設)

1 大阪府防災・危機管理指令部の活動

(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、府モニタリング設備において、10 分以上又は 2 地点以上で同時に 0.2 μ Sv/h 以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）は、直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、応急対策の検討を行う。

(2) 活動基準

府モニタリング設備において、10 分以上又は 2 地点以上で同時に 0.2 μ Sv/h 以上の放射線量を検出したとき

(3) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- イ 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 職員の配備体制に関すること

第 3 章 緊急事態応急対策

(略)

第 2 節 府・関係市町の活動体制の確立

府は、原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

また、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に、あらかじめ指名した者を派遣する。

なお、具体的な緊急事態応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第 1 組織体制

1 大阪府原子力事故警戒班の活動

(1) 大阪府原子力事故警戒班の活動

警戒班長は、次の基準に該当する場合には、原子力災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

(2) 活動基準

ア 原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき

イ その他防災企画課長が必要と認めたとき

(3) 所掌事務

原子力災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等

2 大阪府防災・危機管理指令部の活動

(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、次の基準に該当する場合には、直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、応急対策の検討を行う。

(2) 活動基準

ア 原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき

イ 原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき

ウ その他危機管理監が必要と認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- イ 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 職員の配備体制に関すること

- エ 防災・危機管理警戒本部、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- オ 防災・危機管理警戒本部若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

2 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア ~~原子力施設立地市町において震度5弱又は震度5強を観測したとき~~
- イ ~~原子力事業者から事業者放射線測定設備において、10分以上1μSv/h以上の放射線量を検出した旨の通報を受信したとき~~
- ウ ~~府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に1μSv/h以上の放射線量を検出したとき(ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)~~
- ~~エ 原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき~~
- オ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 応急対策がおおむね完了したとき
- イ 災害対策本部が設置されたとき
- ウ その他知事が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関すること
- イ 職員の配備に関すること
- ウ 関係機関等との連絡調整に関すること
- エ 災害対策本部の設置に関すること
- オ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること
- カ その他応急対策に関すること

3 大阪府災害対策本部の設置

知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア ~~原子力施設立地市町において震度6弱以上を観測したとき~~
- イ ~~原子力事業者から特定事象発生の通報を受信したとき~~
- オ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

- エ 防災・危機管理警戒本部、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- オ 防災・危機管理警戒本部若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

3 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 原子力事業者から特定事象発生の通報を受信したとき
- イ 府モニタリング設備において、5μSv/h以上の放射線量を検出したとき(ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)
- ウ その他知事が必要と認めたとき
- 〈(1) 設置基準のアの特定事象に該当する事象〉
 - ・事業者放射線測定設備において、5μSv/h以上の放射線量を検出したとき
 - ・その他原子力事業者防災業務計画に規定する事象

(2) 廃止基準

- ア 応急対策がおおむね完了したとき
- イ 災害対策本部が設置されたとき
- ウ その他知事が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関すること
- イ 職員の配備に関すること
- ウ 関係機関等との連絡調整に関すること
- エ 災害対策本部の設置に関すること
- オ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること
- カ その他応急対策に関すること

(4) 大阪府原子力事故現地連絡班の設置

大阪府防災・危機管理警戒本部が設置されたときに大阪府原子力事故現地連絡班をオフサイトセンター内に設置する。

ア 設置基準

大阪府防災・危機管理警戒本部が設置されたとき

イ 廃止基準

(ア) 応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 府が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること

(イ) 現地における関係機関との連絡調整に関すること

(ウ) その他必要な事項

4 大阪府災害対策本部の設置

知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- イ その他知事が必要と認めたとき
- 〈(1) 設置基準のアの原子力緊急事態宣言に該当する事象〉

~~エ 府モニタリング設備において、5 μSv/h 以上の放射線量を検出したとき (ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)~~

~~オ その他知事が必要と認めたとき~~

~~《(1) 設置基準のイの特定事象に該当する事象》~~

~~(ア) 事業者放射線測定設備において、5 μSv/h 以上の放射線量を検出したとき~~

~~(イ) 火災・爆発等により事業所内の管理区域外の場所で、50 μSv/h 以上の放射線量を検出したとき~~

~~(ウ) 排気筒等通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で 5 μSv/h 以上に相当する放射性物質の放出等を検出したとき~~

~~(エ) 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から 1m 離れた場所で 100 μSv/h 以上の放射線量を検出したとき~~

~~(オ) 非常停止すべきときに、原子炉を停止する全ての機能が喪失したとき~~

~~(カ) 原子炉を冷却する全ての機能が喪失したとき~~

~~(キ) 原子炉制御室が使用できなくなったとき~~

~~《(1) 設置基準のウの原子力緊急事態に該当する事象》~~

~~(ア) 事業者放射線測定設備又は府モニタリング設備において、10 分以上又は 2 地点以上で同時に 5 μSv/h 以上の放射線量を検出したとき~~

~~(イ) 火災・爆発等により原子力事業所内の管理区域外の場所で、5mSv/h 以上の放射線量を検出したとき~~

~~(ウ) 排気筒等通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で 500 μSv/h 以上に相当する放射性物質の放出等を検出したとき~~

~~(エ) 臨界事故が発生したとき~~

~~(オ) 非常停止すべきときに、原子炉を停止する全ての機能が失われ、かつ、冷却する全ての機能が喪失したとき~~

~~(カ) 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から 1m 離れた場所で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき~~

(2) 廃止基準

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき (当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く。)

イ 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき

ウ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

ア 情報の収集・分析に関すること

イ 職員の配備に関すること

ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

エ 関係市町への応援に関すること

オ 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び連携に関すること

カ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(4) 本部長の代理

知事に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、防災企画課長の順とする。

(新設)

・事業者放射線測定設備又は府モニタリング設備において、10 分以上又は 2 地点以上で同時に 5 μSv/h 以上の放射線量を検出したとき

・その他原子力事業者防災業務計画に規定する事象

(2) 廃止基準

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき (当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く。)

イ 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき

ウ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

ア 情報の収集・分析に関すること

イ 職員の配備に関すること

ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

エ 関係市町への応援に関すること

オ 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び連携に関すること

カ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(4) 本部長の代理

知事に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、防災企画課長の順とする。

(5) 大阪府原子力災害現地連絡部の設置

大阪府災害対策本部が設置されたときに大阪府原子力災害現地連絡部をオフサイトセンター内に設置する。

ア 設置基準

大阪府災害対策本部が設置されたとき

イ 廃止基準

(ア) 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき (当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く。)

(イ) 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき

(ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 府が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること

(イ) 現地における関係機関との連絡調整に関すること

~~4 大阪府原子力災害現地対策本部の設置~~

~~災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として国が指定したオフサイトセンターに大阪府原子力災害現地対策本部を設置する。~~

~~(1) 設置基準~~

~~ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき~~

~~イ その他知事が必要と認めたとき（府モニタリング設備で 10 分以上又は 2 地点以上で同時に 5 μ Sv/h 以上の放射線量の検出等）~~

~~(2) 廃止基準~~

~~ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき~~

~~イ 災害対策本部長が認めたとき~~

~~(3) 所掌事務~~

~~ア 府が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること~~

~~イ 現地における関係機関との連絡調整に関すること~~

~~ウ その他必要な事項~~

第 2 動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

~~1 非常 1 号配備~~

~~(1) 配備時期~~

~~府モニタリング設備での放射線量が 10 分以上又は 2 地点以上で同時に 0.2 μ Sv/h 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。）~~

~~(2) 配備体制~~

~~通信情報活動を実施する体制~~

~~2 非常 2 号配備~~

~~(1) 配備時期~~

~~ア 原子力施設立地市町において震度 5 弱又は震度 5 強を観測したとき~~

~~イ 原子力事業者から事業者放射線測定設備において、10 分以上 1 μ Sv/h 以上の放射線量を検出した旨の通報を受信したとき~~

~~ウ 府モニタリング設備での放射線量が 10 分以上又は 2 地点以上で同時に 1 μ Sv/h 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。）~~

~~エ 原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき~~

~~(2) 配備体制~~

~~原子力事故に対する応急対策を実施する体制~~

~~3 非常 3 号配備~~

~~(1) 配備時期~~

~~ア 原子力施設立地市町において震度 6 弱以上を観測したとき~~

~~イ 原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受信したとき~~

~~ウ 府モニタリング設備での放射線量が 5 μ Sv/h 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。）~~

~~エ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき~~

~~オ その他府モニタリング設備での放射線量が 10 分以上又は 2 地点以上で同時に 5 μ Sv/h 以上となったとき等、必要により知事が当該配備を指令するとき~~

(ウ) その他必要な事項

第 2 動員体制

原子力災害が発生した場合、又は原子力災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員体制をとる。

1 配備体制

災害応急活動の段階に応じて、次の配備体制をとる

配備区分	配備体制
非常 1 号配備	通信情報活動を実施する体制
非常 2 号配備	原子力事故に対する応急対策を実施する体制
非常 3 号配備	社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な原子力事故に対する緊急事態応急対策を実施する体制

2 配備基準

災害応急対策業務を踏まえ、必要な配備体制をとる。

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする
 (2) 配備体制
 社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な原子力事故に対する緊急事態応急対策を実施する体制

〈原子力防災活動体制〉

〈原子力防災活動体制〉

緊急事態区分	実施基準	組織体制	動員配備体制
情報収集事態	○府モニタリング施設において、10 分以上又は2地点で同時に0.2 μSv/h以上の放射線量を検出したとき (ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)	○防災・危機管理指令部 ・緊急時モニタリング体制の設置	非常1号配備
	○原子力施設立地市町において震度5弱及び震度5強を観測したとき	○防災・危機管理警戒本部 ・オフサイトセンター緊急参集要員の派遣	非常2号配備
警戒事態	○事業者放射線測定設備において、10分以上1 μSv/h以上の放射線量を検出した旨の通報を受信したとき ○府モニタリング設備において、10 分以上又は2地点以上で同時に1 μSv/h以上の放射線量を検出したとき (ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。) ○原子力事業者より警戒事態事象発生との連絡があったとき	○災害対策本部 ・現地事故対策連絡会議要員の派遣	非常3号配備
	○原子力施設立地市町において震度6弱以上の地震が発生したとき		
施設敷地緊急事態	○原子力事業者から特定事象(事業所敷地境界付近で5 μSv/h以上の検出など)発生との通報を受信したとき ○府モニタリング施設において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき (ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)		
全面緊急事態	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○知事が必要と認めるとき(府モニタリング設備で10分以上又は2地点以上で同時に5 μSv/h以上の放射線量の検出等)	○原子力災害現地対策本部 ・原子力災害合同対策協議会要員の派遣	

組織体制	活動・設置基準	緊急事態区分
○原子力事故警戒班	○原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ○その他防災企画課長が必要と認めるとき	情報収集事態
○防災・危機管理指令部 ・現地連絡要員の派遣	○原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき ○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき、 ○その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒事態
○防災・危機管理警戒本部 ○原子力事故現地連絡班	○原子力事業者から特定事象発生との通報を受信したとき ○府モニタリング設備において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき(ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。) ○その他知事が必要と認めるとき	施設敷地緊急事態

実施基準は原子力災害対策指針等考慮し府独自に設定

○災害対策本部	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	全 面 緊急事態
○原子力災害現地連絡部	○その他知事が必要と認めたとき	

活動・設置基準は原子力災害対策指針等考慮し府独自に設定

(略)

第 4 節 自衛隊の災害派遣

知事は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣については、他の災害に準じて行うこととするが、次の活動には特別に留意する。

第 1 知事の派遣要請

- 1 知事は、関係市町長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、又は自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊中部方面総監に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。その際、あわせて陸上自衛隊第三師団長に通知する。要請及び通知は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。
- 2 関係市町長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- 3 関係市町長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、陸上自衛隊中部方面総監に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

第 2 派遣部隊の受入れ

(略)

第 6 節 災害広報

府、関係市町をはじめ防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を連携して迅速かつ的確に行う。

災害広報については、他の災害に準じて行うこととするが、次の事項には特別に配慮する。

第 1 災害広報

府及び関係市町は、住民等への情報提供にあたっては国及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平

(略)

第 4 節 自衛隊の災害派遣

知事は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣については、他の災害に準じて行うこととするが、次の活動には特別に留意する。

第 1 知事の派遣要請

- 1 知事は、関係市町長を**はじめ防災関係機関の長**から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、又は自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊中部方面総監に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。その際、あわせて陸上自衛隊第三師団長に通知する。要請及び通知は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。
- 2 関係市町長を**はじめ防災関係機関の長**が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- 3 関係市町長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

第 2 派遣部隊の受入れ

(略)

第 6 節 災害広報

府、関係市町をはじめ防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を連携して迅速かつ的確に行う。

災害広報については、他の災害に準じて行うこととするが、次の事項には特別に配慮する。

第 1 災害広報

府及び関係市町は、住民等への情報提供にあたっては国及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平

常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、次の方法を活用し、定期的な情報提供に努める。

また、府及び関係市町は、現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官・原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

(略)

2 広報の方法

- (1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法
報道機関等への情報提供
- (2) 施設敷地緊急事態発生時以降の方法
 - ア 広報紙（誌）の臨時発行、広報番組の内容変更等
 - イ 航空機、広報車による現場広報
 - ウ 関係市町防災行政無線（同報系）による地区広報
 - エ 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
 - オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
 - カ インターネットの活用
 - キ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
 - ク 災害時臨時FM局の開設

(略)

第2 報道機関との連携

府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、一般放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (2) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

(略)

第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難等の勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずる。

常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、次の方法を活用し、定期的な情報提供に努める。

また、府及び関係市町は、現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官・原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

(略)

2 広報の方法

- (1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法
報道機関等への情報提供
- (2) 施設敷地緊急事態発生時以降の方法
 - ア 広報紙（誌）の臨時発行、広報番組の内容変更等
 - イ 航空機、広報車による現場広報
 - ウ 関係市町防災行政無線（同報系）による地区広報
 - エ 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
 - オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
 - カ インターネットの活用
 - キ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
 - ク 災害時臨時FM局の開設

(略)

第2 報道機関との連携

府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (2) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

(略)

第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難等の勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずる。

なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場

(略)

第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

府は、緊急時モニタリング結果に応じたOILに基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所において、主としてアルファ核種が放出される事故等が発生した場合は、UPZ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて摂取制限等を継続的に講じる。

第2 農林水産物の採取及び出荷制限

府は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止する等の必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

〈OILと防護措置について〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{*9}	OIL6	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h ^{*6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
			核種 ^{*7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核	1Bq/kg	10Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(略)

第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

府は、緊急時モニタリング結果に応じたOILに基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所において、主としてアルファ核種が放出される事故等が発生した場合は、UPZ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて摂取制限等を継続的に講じる。

第2 農林水産物の採取及び出荷制限

府は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止する等の必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

〈OILと防護措置について〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{*9}	OIL6	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h ^{*6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
			核種 ^{*7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核	1Bq/kg	10Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

		種		
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(略)

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

- 1 災害地域住民の記録
関係市町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を府に報告する。
- 2 損害調査の実施
関係市町は、住民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を府に報告する。また、府はその結果を国に報告する。
- 3 緊急事態応急対策措置状況の記録
府及び関係市町は、災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。
- 4 影響調査の実施
府は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。
- 5 汚染・被ばく患者等の追跡調査への協力
原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力する。

(略)

第5章 広域避難の受入れ

(略)

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住

		種		
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(略)

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

- 1 災害地域住民の記録
関係市町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、指定避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を府に報告する。
- 2 損害調査の実施
関係市町は、住民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を府に報告する。また、府はその結果を国に報告する。
- 3 緊急事態応急対策措置状況の記録
府及び関係市町は、災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。
- 4 影響調査の実施
府は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。
- 5 汚染・被ばく患者等の追跡調査への協力
原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力する。

(略)

第5章 広域避難の受入れ

(略)

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住

民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

第1 前提となる被害想定

1 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉(PWR)
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉(FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	—	新型軽水炉(ATR)

2 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1の原子力施設から概ね30km圏をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

第2 避難対象地域

1 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

人口は100人未満を四捨五入

府県名	市町名	避難対象人口(概数)	カウンターパート設定
福井県	小浜市	31,100人	兵庫県

民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

第1 前提となる被害想定

1 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉(PWR)
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉(FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	—	新型軽水炉(ATR)

2 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1の原子力施設から概ね30km圏をUPZ（緊急防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

第2 避難対象地域

1 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

人口は100人未満を四捨五入

府県名	市町名	避難対象人口(概数)	カウンターパート設定
福井県	小浜市	29,500人	兵庫県

旧 大阪府地域防災計画 原子力災害対策編 (平成 29 年 11 月修正)

(4 市町)	高浜町	11,000 人	
	おおい町	8,700 人	
	若狭町	16,100 人	
	計	66,900 人	
滋賀県 (2 市)	長浜市	27,600 人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	30,000 人	
	計	57,600 人	
京都府 (7 市町)	福知山市	600 人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	89,000 人	
	綾部市	9,300 人	
	宮津市	20,300 人	
	南丹市	4,200 人	
	京丹波町	3,500 人	
	伊根町	1,600 人	
	計	128,500 人	
3 府県 (13 市町) 計		253,000 人	

大阪府地域防災計画
原子力災害対策編

平成 29 年 11 月

大阪府危機管理室
〒540-8570
大阪府中央区大手前 2 丁目
電話 06-6941-0351 (代表)

新 大阪府地域防災計画 原子力災害対策編 (平成 31 年 1 月修正)

(4 市町)	高浜町	10,500 人	
	おおい町	8,300 人	
	若狭町	15,000 人	
	計	63,300 人	
滋賀県 (2 市)	長浜市	25,700 人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	28,600 人	
	計	54,300 人	
京都府 (7 市町)	福知山市	500 人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	82,900 人	
	綾部市	8,300 人	
	宮津市	18,200 人	
	南丹市	3,600 人	
	京丹波町	3,000 人	
	伊根町	1,400 人	
	計	117,900 人	
3 府県 (13 市町) 計		236,000 人	

大阪府地域防災計画
原子力災害対策編

平成 ____ 年 ____ 月

大阪府危機管理室
〒540-8570
大阪府中央区大手前 2 丁目
電話 06-6941-0351 (代表)